

# 被扶養者の認定申請に必要な添付書類

※加入条件:130万円未満(年金受給者(障害年金)180万円未満)かつ被保険者の年間収入の1/2未満

## <認定対象者全員必須書類>

①健康保険被扶養者(異動)届 ②住民票(マイナンバーなし) ※外国籍の方は在留カード(コピー)も提出

## <その他必要添付書類>

チェック  
□

16歳以下	認定対象者全員必須書類のみ			
16歳以上の学生	認定伺書	+ 学生証コピー	+ 世帯全員住民票(コピー可)	
※裏面に有効期限の記載がある場合は両面を提出ください。				
<同居> 配偶者・父母・兄弟姉妹・孫・祖父母・義父母・ひとり親(母子・父子家庭)				
①無職	認定伺書	+ 世帯全員住民票	+ 非課税証明書	+ 誓約書
②有職	認定伺書	+ 世帯全員住民票	+ 直近の給与明細(3ヶ月分)	
※働き始めの場合は最低1ヶ月の給与明細雇用契約書(コピー)				
③年金受給	認定伺書	+ 世帯全員住民票	+ 個人年金収入(支払調書コピー)	
+ 直近の年金振込通知書又は年金額改定通知書(コピー)				
④失業給付金受給無	認定伺書	+ 世帯全員住民票	+ 誓約書	
+ 退職証明書又は資格喪失証明書又は離職票1・2(コピー)				
⑤失業給付金受給有:日額3,611円未満	認定伺書	+ 世帯全員住民票	+ 誓約書	
+ 雇用保険受給資格者証【表(第1面)・裏(第3面)両面】(コピー)				
⑥失業給付金受給終了	認定伺書	+ 世帯全員住民票	+ 雇用保険受給資格者証【表(第1面)・裏(第3面)両面】(コピー)	
⑦自営業者	認定伺書	+ 世帯全員住民票	+ 直近の確定申告書の控え(コピー)	+ 直接的必要経費申告書
年金も受給している方は、年金振込通知書又は年金額改定通知書(コピー)				
※税務署の受付印のあるものを提出ください。受付印がないものは、国税還付通知書(コピー)も併せて提出ください。				
※確定申告書第一表、第二表は必須です。さらに、第三表・収入内訳・書青色申告決算書も税務署に提出している場合は、それらも提出ください。				
※確定申告していない場合、収入に応じて次の書類を提出ください。				
①配当収入がある場合・・・上場株式配当等の支払通知書(コピー)				
②雑収入・・・収入の内訳がわかる明細(コピー)				

### ※自営業者の収入について

自営業者などの収入については、「総収入から直接的必要経費を差し引いた額」となっています。直接的必要経費とは税法上の必要経費とは異なり、「生産活動に要する原材料などの費用」であり、事業所得を得るために必要と当健康保険組合が認定した最低限度の経費としています。

それ以外は直接的必要経費として認められません。

8 父母・兄弟姉妹・祖父母・義父母

認定伺書 + 世帯全員住民票 + 戸籍謄本

以下該当するもの全て

+直近の給与明細(3ヶ月分)年金振込通知書又は年金額改定通知書(コピー)

+個人年金収入(支払調書コピー) + 非課税証明書または所得証明書

+退職証明書または資格喪失証明書 + 雇用保険受給資格者証(控)

※収入のある兄弟、収入のある独身の姉妹全員の源泉徴収票又は所得証明書を提出ください。

9 ひとり親

認定伺書 + 世帯全員住民票 + 戸籍謄本 +養育費(送金証明書)

+児童扶養手当

※送金証明書類とは、依頼人名(被保険者)・受取人名(被扶養者)・金額・振込日が記載された送金記録(金融機関の通帳コピー等)に限ります。

継続的に仕送りをしている事実を関係にするため、直近3ヶ月分を提出ください。

手渡しや家賃・水道光熱費等の代理払いは認めません。

<別居> 16歳未満・学生・義父母を除く

①～⑨ 書類+送金証明書

※送金証明書類とは、依頼人名(被保険者)・受取人名(被扶養者)・金額・振込日が記載された送金記録(金融機関の通帳コピー等)に限ります。

継続的に仕送りをしている事実を関係にするため、直近3ヶ月分を提出ください。

手渡しや家賃・水道光熱費等の代理払いは認めません。

夫婦共同扶養

認定伺書 + 世帯全員住民票 + 所得証明書+課税(非課税)証明書

当健康保険組合の被扶養者として子が加入し、被扶養者となっていない配偶者(妻または夫)の有無および夫婦双方の収入を確認します。

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

夫婦共同扶養(夫婦双方に収入がある)場合、厚労省の通知により原則として「年間収入の多い方の被扶養者とする」とされています。

●被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とするを原則とすること

●夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。 (保険発第六六号・庁保険発第二二号)

被扶養者の範囲(三親等内の親族)

